

印
紙

商品売買契約書及工事請負契約書

会 社 用

お申込みの際には書面の内容を十分お読み下さい。

※太枠線のみご記入下さい

契 約 日 年 月 日

お 申 込 者	フリガナ 氏 名	印	生年月日	自宅 () ー	
	住 所 〒 ー		明・大 昭・平	年 月 日	携帯 () ー

商 品 内 容	商品名(メーカー)・役務の種類	商品型式	数量	※契約条件1参照 引渡・提供時期	販売・提供価格			
				年 月 日				
				年 月 日				
				年 月 日				
				年 月 日				
				年 月 日				

支払方法	支払金額	支払(開始)時期	(A) 小 計						
ローン (ー 回払)		年 月 日	(B) 消費税及び 地方消費税						
現金払い (持参・集金)		年 月 日	(C) 合 計						
銀行振込		年 月 日	(D) 頭 金						
その他 ()		年 月 日	残 金 (C)-(D)						

工 事 場 所	邸	特記事項
	住所	
工 事 着 工 日	年 月 日	
	※契約条件1参照 工事完了日	

【クーリングオフのお知らせ】

- お客様が、訪問販売でご契約された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面(下図参照)又は電磁的記録(電子メール等)により無条件で契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力は書面又は電磁的記録による通知を発信したとき(郵便消印日付など)から発生します。ただし、現金取引(契約したその場で商品の引渡しを受け、かつ代金の全部を支払うこと)で、その金額が3千円未満のときは、クーリング・オフはできません。
- この場合、①お客様は、損害賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。②すでに引き渡された商品の引取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担します。③お客様は、すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。④お客様は、商品を使用し、又は権利を行使して得られた利益に相当する金銭を請求されることはありません。又、役務の提供を受けた場合でも当該契約に基づく対価を請求されることはありません。⑤お客様は、役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態にもどすよう請求することができます。
- 上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日から8日を経過するまでは書面又は電磁的記録によりクーリング・オフすることができます。

※はがきの場合は右図のように必要事項を記入の上、販売店あて郵送して下さい。(簡易書留扱いが確実です。)

郵便はがき 切手 御住所 フリガナ 御契約者名 電話番号	※1) 株式会社 課 行	① 販売店名 ② 販売店住所 ③ 電話番号 ④ 商品・役務の名 また右記日付の申込みは撤回し または契約は解除します。
---	-----------------	--

※1 () の中には販売店名をお入れ下さい

【契約条件】

- 商品の引渡・工事着工の期日は上記に定めたとおりとします。ただし天候その他やむを得ない事情により、当社から当該引渡・提供期日の変更の要求がある場合は、お客様は誠意をもって当社との協議に応じていただくものとします。
- お客様の支払い能力が欠くことが明らかとなったときは、当社は契約を解除することができます。
- 本契約について生ずる全ての紛争又は請求に関しては当社の本店住所地为管轄とする裁判所が管轄権を有するものとします。

社 名

代表者

住 所

担当者